

滋賀県スポーツ推進条例案要綱の概要

1 目的（第1章）

スポーツの推進に関する基本理念、関係者の責務・役割、施策の基本事項等を規定



スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進



県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現

2 基本理念と関係者の責務・役割（第1章）

基本理念

- 県民一人ひとりが身近にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ
- 子どもの豊かな人間性の育成・規範意識の醸成、障害者に対する配慮・支援
- 競技水準の向上、スポーツ施設等の環境整備
- 地域の一体感、協働意識の醸成等による地域の活性化
- 琵琶湖をはじめ地域の特性を生かしたスポーツの推進

県の責務・県民、事業者およびスポーツ団体等の役割・市町との連携協力等

- 基本理念にのっとりた責務・役割の遂行、連携協力等

3 スポーツ推進計画等（第2章）

スポーツ推進計画の策定・変更

- 策定項目、意見聴取の手続、公表等
- おおむね5年ごとに変更

実施状況の報告・公表

- 毎年度、スポーツ推進計画に基づく施策の実施状況を議会に報告、公表

4 スポーツの推進に関する施策の推進（第3章）

スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

- 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 県民参加の促進、県民の健康の保持増進
- 子どもや障害者のスポーツ活動の推進
- 学校におけるスポーツ活動の推進
- 自然環境等を活用したスポーツ活動の推進
- スポーツの推進を通じた地域の活性化
- 人材の育成・資質の向上、競技水準の向上、施設の整備
- 普及啓発、調査分析、顕彰 等

5 財政上の措置等（第4章・付則）

- 財政上の措置・スポーツ推進計画に係る経過措置